

## 会員の広場管理運営規則

### (目的)

第1条 本規則は、兵庫県土地家屋調査士会（以下「管理人」という。）の管理・運営するホームページの中の会員の広場（以下「広場」という。）を、適正、安全に管理・運営するとともに、社会的秩序を尊重することを目的として定める。

### (定義)

第2条 本規則において、内部とは管理人及び兵庫県土地家屋調査士会会員をいう。

2 この規則において、外部とは内部以外の者をいう。

3 この規則において、「広場」とは内部のみが利用できるホームページであり、以下に分類する。

- (1) 会員への各種情報通信ページ
- (2) 会員専用掲示板（以下「掲示板」という。）

### (「広場」利用における確認・承諾事項)

第3条 「広場」について、利用者は次の各号に定める事項を承諾したものとみなす。

- (1) 掲示板は、利用者間の秩序ある情報交換を目的とすること
- (2) 管理人及び「広場」に対する照会及び質問等は、「広場」内には投稿しないこと
- (3) 利用者の投稿若しくは流通する情報の内容に対する第三者による無断転載若しくは流出等、「広場」利用に関連して発生した利用者の損害等は全てその利用者に帰すること
- (4) 管理人は、掲示板に投稿された情報についての第三者による無断転載若しくは流出等「広場」に関連して発生した利用者の損害につき一切責任を負わないこと
- (5) 管理人は、「広場」に予告なしにさまざまな機能の追加、変更、若しくは削除、又は必要に応じて「広場」を閉鎖することができること
- (6) 利用者は、本規則の内容が管理人の都合により、利用者への通知なしに変更されることがあるので、「広場」を利用する度、本規則内容を確認・承諾し、利用すること
- (7) 「広場」のセキュリティやシステム及び信頼性には限界があること
- (8) 「広場」のシステム上のトラブル等が原因で、掲示板等の過去の投稿ログ等が消滅しても管理人は回復義務を負わないこと

### (禁止事項)

第4条 「広場」の利用につき、以下の行為を禁止する。

- (1) 外部の者における掲示板の利用
- (2) 他の人物になりすます行為
- (3) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 虚偽の風説を流布し、又は人を中傷並びに誹謗する情報の投稿
- (5) 他人の信用、名誉又はプライバシーを侵害する行為
- (6) 他人の著作権、肖像権等その他の権利を侵害する行為
- (7) 宗教的又は政治的勧誘行為
- (8) 土地家屋調査士業務に関しない営利を目的とした行為、又は営利的色彩を帯びた行為
- (9) 「広場」の管理・運営を妨げる行為

(10) その他管理人が不適切と判断する行為

**(管理・運営規則違反者に対する処置)**

第5条 管理人は、利用者が本規則に抵触する行為を再三繰り返す場合は、必要に応じて相当期間の利用停止措置をとることができる。

**(掲示板への投稿時における入力項目)**

第6条 掲示板へ意見を投稿する場合は原則として、「会員名」、「所属支部名」を明確にして投稿するものとする。

**(掲示板に投稿された意見の削除)**

第7条 管理人は、本規則第4条及び前条に違反若しくは違反するおそれがあると判断される情報が掲載された場合、その情報を削除することができる。管理人が投稿を削除した場合、管理人は削除の理由についての返答義務及び削除の結果生じる損害についてその責任を負わない。

**(紛争の解決)**

第8条 掲示板において、利用者間等で生じた紛争は、利用者間等で解決するものとする。

**(著作権等)**

第9条 管理人が特別に許可した場合を除き、利用者は「広場」に含まれている全ての情報（データ）を外部に対し、複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、再利用してはならない。

2 利用者が前項に違反した場合には、これらの利用（使用）を管理人が差止する権利を行使すること、及び、当該行為によって利用者が得た利益相当額を管理人が請求することができる権利を有することに、利用者はあらかじめ承諾するものとする。

**(規則の改廃)**

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成15年7月18日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成19年7月31日から施行する。